

梅井地区産業廃棄物処理施設設置計画に反対する意見書

高砂市議会は、下記の理由により、当計画に対し、断固反対する。

記

1 高砂市の生活環境を守る市民総意の意見が次により明確に示されている。

高砂市は、臨海工業地域と住宅地域との区域が非常に隣接した地域形成になっており、過去において曾根塩田跡地における産業廃棄物処理施設事業にかかる大きな問題が発生し、現在に至るまでその解決すら見いだせない状況である。このことが、市民生活環境に著しく悪影響を与え続けているのが現状である。

このような高砂市の現状において、また新たに当施設計画がもち上がり、それを受け、市長、議会、自治会、漁業組合等、市民総意においてその施設は高砂市に必要でないという強い反対意志及びその行動が明確になっている。

(1) 平成21年5月14日

【梅井自治会】 知事、市長、議会に申入れ書提出
「産業廃棄物処理施設拒絶地区宣言」(別紙1)

(2) 平成21年5月25日

【議会】 「産業廃棄物処理施設の設置に反対する決議」を決議 (別紙2)

(3) 平成21年6月11日

【漁業協同組合】 市長に要望書提出
「伊保港産業廃棄物中間処理施設に関する要望書」
(別紙3)

(4) 平成21年7月17日

【市連合自治会】 市長、議会に陳情
高砂市梅井6丁目 高砂市美化センター、伊保浄化センター東隣に建設計画の産業廃棄物中間処理施設の建設に反対する陳情
(58, 100名の反対署名) (別紙4)

(5) 平成21年8月3日

【議会】 知事に申入れ書提出
「産業廃棄物処理施設の設置に反対する申し入れ書」(別紙5)
【市長】 知事に要望書提出
「産業廃棄物処理施設設置計画について(要望)」(別紙6)

- (6) 平成22年4月4日
梅井地区の環境を守る会
「産業廃棄物処理施設建設反対総決起集会の決議」(別紙7)
- (7) 平成22年4月12日
クリーン・ライン(株) 代表取締役 亀井 順司 氏に要請
「産業廃棄物処理施設建設計画に対する建設反対(撤回要請)について」
(別紙8)
- (8) 平成22年4月15日
市長、知事に要望書提出
「クリーン・ライン(株)からの産業廃棄物処理施設建設事業計画申請に係わる
不許可にすることへの働きかけについて」(別紙9)
- (9) 平成22年5月24日
[市連合自治会] 知事、市長、議会、業者に決議文提出
「産業廃棄物処理施設建設反対決議文」(別紙10)

2 事業計画書による事業主体が不明確である。

産業廃棄物処理施設建設については、全国的に業者と市民の間において、設置に関し信頼性が損なわれ、大きな問題に発展していることが見受けられる。また、その問題の発生後、その施設を業者が放置し、地域において大きな禍根が残されている状況もある。日本の経済社会において、事業活動を行うことは、事業者として信頼性、継続性等々を確実に遂行できることが明確にならない。この経済理念において、今回の事業計画を提案された事業者としてそれらを遂行できる姿が明確になっていない以上、県市の条例による周知範囲計画書についても十分考慮されるよう要望する。

- (1) 高砂市における本社の実体
登記簿参照(別紙11)
- (2) 当社にかかる社員の実体
平成22年4月7日
[議会] クリーン・ライン(株) 代表取締役 亀井 順司 氏へ申し入れ書
提出(別紙12)
- (3) 事業計画書が遂行できうるかの実体
事業計画書(別紙13)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

第三節 産業廃棄物処理業

第14条

第10項 都道府県知事は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- (2) 申請者が第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2010年（平成22年）6月14日

高砂市議会